

■ 日本クラブバレーボール連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、日本クラブバレーボール連盟(英文;Japan Club Volleyball Federation)と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を 大阪市阿倍野区相生通1-9-25
日本クラブバレーボール連盟事務局に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、公益財団法人日本バレーボール協会に協力し、各都道府県クラブ組織の統括団体として、相互の緊密な連絡協調により、バレーボール愛好者相互の親睦と技術の向上を図り、併せて地域社会におけるバレーボール活動の健全な普及・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)加盟団体相互の連絡協調
- (2)地域クラブの育成
- (3)各種講習会の開催及び審判員・指導者の養成
- (4)各種の調査及び研究
- (5)全日本選手権大会及びその他の競技会の開催
- (6)加盟チーム相互間の親善試合の斡旋
- (7)バレーボールに関する印刷物及び用具の斡旋
- (8)公益財団法人日本バレーボール協会との連絡調整及び事業への協力
- (9)その他目的達成に必要な事業

第3章 組 織

(組織の構成)

第5条 本連盟は、各都道府県毎に統轄され、当該都道府県協会に加盟されたクラブ団体をもって組織する。

第4章 役員及び任期

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	若干名
常 任 理 事	若干名	理 事	若干名
監 事	2 名	顧 問	若干名
参 与	若干名		

なお、本連盟に名誉会長及び名誉副会長をおくことができる。

第7条 第6条に定める役員の任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

第8条 役員に欠員が生じたときは、所定の手続きを経て補充し、会長が委嘱する。この場合の後任役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

(役員を選出及び職務)

第9条 会長は、評議員会において推挙する。会長は、本連盟を代表して業務を統轄する。

なお、名誉会長、名誉副会長は、評議員会で推挙する。

2 会長は、会長就任と同時に理事となる。

第10条 副会長は、評議員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。

3 副会長は、副会長就任と同時に理事となる。

第11条 理事は、評議員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 会長は、前項のほか評議員会に諮って、本連盟に関係のある学識経験者を若干名理事に指名することができる。

3 理事は、理事会を組織し、本連盟の会務を執行する。

第12条 常任理事は、理事の互選により会長がこれを委嘱する。

第13条 理事長は、理事の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 理事長は、会長の命をうけ、本連盟の会務を処理する。

第14条 副理事長は、理事の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の事故あるときはその職務を代行する。

第15条 監事は、評議員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

2 監事は、会務を監査する。

第16条 顧問は、本連盟の功労者の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第17条 参与は、本連盟関係者の中から理事会が推薦した者につき会長がこれを委嘱する。

第18条 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応じるものとする。

第19条 監事は、第24条に定める会議に出席して意見を述べることができるが、議決権は有さない。

第20条 役員の任期が満了となったときは、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

第5章 評議員

(評議員)

第21条 本連盟には、評議員60名以内をおく。その任期は2年とする。

第22条 評議員は、第5条に定める加盟団体の推薦する者、及び学識経験者の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

2 評議員は、第6条の役員を兼ねることはできない。

第23条 評議員は、評議員会に出席しなければならない。なお、第6条の役員に就任したときは、その資格を失うこととする。また、これにより生じた欠員については、第22条の規定に準じて補充を行う。

第6章 会議

第24条 本連盟に次の会議をおく。

1. 評議員会
2. 理事会
3. 常任理事会

(評議員会)

第25条 評議員会は、規約に定める事項のほか、本連盟の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を決定する。

2 評議員会は、会長が召集する。

3 評議員の3分の1以上の請求があったときは、会長は、評議員会を召集しなければならない。

第26条 評議員会は、評議員の2分の1以上出席しなければならない。ただし、委任は、出席として取り扱う。

2 評議員会に出席できない評議員は、その選出した加盟団体の役員をその代理人として出席させる

ことができる。

第27条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の議決で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(理事会)

第28条 理事会は、必要に応じて会長が召集し、議長となる。

第29条 理事会は、理事の2分の1以上出席しなければ会議を開き、議決することができない。

ただし、委任は、出席として取り扱う。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

3 理事の代理は認めない。

(常任理事会)

第30条 常任理事会は、理事長・副理事長及び常任理事をもって構成し、常務を処理執行する。

第31条 常任理事会は、必要に応じて理事長がこれを召集し、議長となる。

第32条 常任理事の2分の1以上出席しなければ会議を開き、議決することができない。

ただし、委任は、出席として取り扱う。

2 常任理事会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

3 常任理事の代理は認めない。

(専門委員会)

第33条 本連盟の事業遂行のために必要あるときは、各種専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関する事項は、理事会で別に定める。

第7章 会 計

第34条 本連盟の経費は、加盟金・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第35条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第36条 本連盟の予算は、毎会計年度開始前に評議員会の承認を受けるものとし、決算は、会計年度終了後監事の監査を経た上、評議員会に報告してその承認を得るものとする。

第8章 規約の変更

第37条 この連盟の規約は、評議員の3分の2以上の同意を経て変更することができる。

附 則

第38条 本連盟は、公益財団法人日本バレーボール協会に加盟する。

第39条 本連盟の規約は、平成12年6月10日からこれを施行する。

平成19年4月22日 一部改正

平成26年2月23日 一部改正

■ 日本クラブバレーボール連盟専門委員会規程

第1条 日本クラブバレーボール連盟(以下「連盟」という)規約第2章第4条の目的を達成するために、事業執行の専門機関として次の専門委員会(以下「委員会」という)をおく。

第2条 委員会は、総務委員会、競技委員会、審判・規則委員会、指導普及委員会の4委員会とする。

第3条 各委員会が担当する事業は、次の通りとする。

1 総務委員会

- (1) 評議員会、理事会、常任理事会等諸会議の開催に関すること
- (2) 本会の庶務、経理に関すること
- (3) 本会の加盟団体はじめ、公益財団法人日本バレーボール協会、各都道府県バレーボール協会等諸団体及び関連事業との調整・連絡に関すること
- (4) IT化の推進に関すること
- (5) 表彰等に関すること
- (6) 本連盟の公認・後援等に関すること
- (7) その他、以下3委員会に属さない業務の関すること

2 競技委員会

- (1) 競技会の開催や競技会日程等に関すること
- (2) 競技会での参加資格、参加チーム推薦の調整や運営上の規定に関すること
- (3) 競技会場、施設・用具、器具等の認定や管理に関すること
- (4) チーム登録等に関すること
- (5) 大会成績等の整理・広報に関すること
- (6) その他、競技関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な業務に関すること

3 審判・規則委員会

- (1) 競技規則の制定に関する意見の聴取や競技規則の研究に関すること
- (2) 競技規則の周知・伝達に関すること
- (3) 審判の研修や審判員の養成・研修に関すること
- (4) その他、審判・規則関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な事業に関すること

4 指導普及委員会

- (1) 地域におけるバレーボールクラブの育成に関すること
- (2) 指導者研修会の開催や資格認定等に関する講習・研修会の情報提供等に関すること
- (3) 全都道府県、全ブロックにおけるクラブ連盟組織設立への支援に関すること
- (4) 各種調査及び研究に関すること
- (5) その他、指導普及関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な事業に関すること

第4条 各委員会は、理事会の議決にもとづき、運営に関する事項の処理にあたる。

第5条 委員会に次の役員をおく。

1 委員長 1名

2 副委員長 2名(ただし、総務委員会副委員長は会計担当を含め3名とする。)

3 委員 若干名

第6条 各委員会の委員は、理事会の推薦により、評議員会で承認を得て会長が委嘱する。

第7条 委員会の委員任期は、連盟規約第7条に準ずる。

第8条 委員会の経費は、連盟委員会費をもって充てる。

第9条 本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

第10条 本規程は、平成15年12月14日から施行する。

平成17年4月24日 一部改正

平成26年2月23日 一部改正